

一般財団法人ふくしま建築住宅センター評価業務規程 第31条に定める評価料金

別表 1 (第31条第1項関係)

1) (設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ))

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	40,000
	200㎡以上	54,000
共同住宅	500㎡未満	$60,000 + M \times 10,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$77,000 + M \times 10,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$103,000 + M \times 10,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$290,000 + M \times 10,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$460,000 + M \times 10,000$
	50,000㎡以上	$950,000 + M \times 10,000$

※ M: 評価対象戸数

※ 評価方法基準の「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」(以下「温熱環境」という。)において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、2)表の料金を適用する。

2) (設計住宅性能評価料金(選択評価事項有り))

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	$40,000 + 2,000 \times P$
	200㎡以上	$54,000 + 2,000 \times P$
共同住宅	500㎡未満	$60,000 + M \times (12,000 + 2,000 \times P)$
	500㎡以上1,000㎡未満	$77,000 + M \times (12,000 + 2,000 \times P)$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$103,000 + M \times (12,000 + 2,000 \times P)$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$290,000 + M \times (12,000 + 2,000 \times P)$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$460,000 + M \times (12,000 + 2,000 \times P)$
	50,000㎡以上	$950,000 + M \times (12,000 + 2,000 \times P)$

※ M: 評価対象戸数 P: 選択評価事項数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、この評価項目を1項としてPに加算し、料金を算定する。

3) (建設住宅性能評価料金(必須評価事項のみ))

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	90,000
	200㎡以上	114,000
共同住宅	500㎡未満	$N \times 74,000 + M \times 13,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 106,000 + M \times 13,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 132,000 + M \times 13,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 260,000 + M \times 13,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 440,000 + M \times 13,000$
	50,000㎡以上	$N \times 870,000 + M \times 13,000$

※ M:評価対象戸数 N:検査回数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、4)表の料金を適用する。

4) (建設住宅性能評価料金(選択評価事項有り))

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	95,000
	200㎡以上	120,000
共同住宅	500㎡未満	$N \times 74,000 + M \times 15,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 106,000 + M \times 15,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 132,000 + M \times 15,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 260,000 + M \times 15,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 440,000 + M \times 15,000$
	50,000㎡以上	$N \times 870,000 + M \times 15,000$

※ M:評価対象戸数 N:検査回数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、本表の料金を適用する。

別表 2 (第31条第2項関係)

1) (他機関で設計住宅性能評価を行った場合の評価料金への加算額)

(必須評価事項のみ)

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	13,000
	200㎡以上	20,000
共同住宅	500㎡未満	$30,000 + M \times 10,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$37,000 + M \times 10,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$81,000 + M \times 10,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$143,000 + M \times 10,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$230,000 + M \times 10,000$
	50,000㎡以上	$470,000 + M \times 10,000$

※ M: 評価対象戸数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、2)表の料金を適用する。

2) (他機関で設計住宅性能評価を行った場合の評価料金への加算額)

(選択評価事項有り)

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	13,000
	200㎡以上	20,000
共同住宅	500㎡未満	$30,800 + M \times 12,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$37,400 + M \times 12,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$51,700 + M \times 12,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$143,000 + M \times 12,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$231,000 + M \times 12,000$
	50,000㎡以上	$473,000 + M \times 12,000$

※ M: 評価対象戸数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、本表の料金を適用する。

別表 3 (第31条第3項関係)

変更設計住宅性能評価料金について

(税込み、単位:円)

i) 変更設計住宅性能評価料金	$M \times 11,000$
ii) 選択評価事項変更料金	$M \times (11,000 + 2,000 \times P)$

※ M: 変更の住戸の戸数 P: 選択評価事項数

別表 4 (第31条第4項関係)

住宅性能評価書の再交付等の申請評価料金について

(税込み、単位:円)

住宅性能評価書の再交付等の申請評価料金	$M \times 3,000$
---------------------	------------------

※ M: 再交付申請の住戸の戸数

別表 5 (第31条第5項関係)

住宅型式性能認定等住宅の評価料金から減ずる額

(税込み、単位:円)

	床面積の合計	設計住宅性能評価料金から減ずる額	建設住宅性能評価料金から減ずる額
戸建住宅	200㎡未満	8,000	27,000
	200㎡以上	16,000	39,000
共同住宅	500㎡未満	$4,000 + M \times 1,000$	$5,000 + M \times 1,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$6,000 + M \times 1,000$	$7,000 + M \times 1,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$8,000 + M \times 1,000$	$11,000 + M \times 1,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$17,000 + M \times 1,000$	$19,000 + M \times 1,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$27,000 + M \times 1,000$	$33,000 + M \times 1,000$
	50,000㎡以上	$55,000 + M \times 1,000$	$60,000 + M \times 1,000$

※ M: 評価対象戸数

別表 6 (第31条第6項関係)

住戸の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

設計住宅性能評価の評価料金から減ずる額	$M \times 3,000$
建設住宅性能評価の評価料金から減ずる額	$M \times 10,000$

※ M: 同一仕様で同一評価の住戸の戸数

別表 7 (第31条第9項関係)

申請の取り下げによる評価料金返還額

	(い) 欄 申請の取り下げを行った時期	(ろ) 欄 当該申請評価料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回目の現場検査の前日まで	0.7
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回目の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回目の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場審査を実施する日の前日まで	$1 - \{J \div N + 0.05\}$

※ J: 申請の取り下げの日までに実施した現場回数とする。

※ N: 検査回数